岡山市火入れ許可　フローチャート

次の目的のための火入れかどうか

①造林のための地ごしらえ
②開墾準備
③害虫駆除
④焼畑
⑤採草地の改良

NO →

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物の「焼却」は原則禁止

○例外として農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものなどがあります。

詳しくは環境事業課ホームページへ ➡
（URL：https://www.city.okayama.jp/faq/faq_detail.php?frmId=280）

YES ↓

森林又は森林の周囲１km の範囲内にある土地で行う、面的（※）に焼却する行為であるか

NO →

(※)面的とは
ある区域を定め、その区域を対象として面的に焼却する行為。たき火や刈り草を１箇所に集めて行う寄せ焼きなど小規模な焼却行為は面的な焼却ではない。

火入れ許可対象外
「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を管轄する消防署へ提出。

詳しくは消防局ホームページへ ➡
（URL：https://www.city.okayama.jp/shisei/0000010428.html）

YES ↓

火入れ許可対象
火入れを行う１０日前までに、「火入許可申請書」に図面を添付し区役所（農林水産振興課）へ提出

【要件】
○ 火入れの目的が適合していること
○ 火入れ地周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないこと

許可 ↓

申請者へ「火入許可証」を交付

火入れ後 ↓

「火入許可証」を区役所（農林水産振興課）へ返納

市から消防署へ火入れ許可した旨を通知

使用する様式や記入例、火入れに関するお問合せ等につきましては、右の QR コードから農林水産課ホームページをご確認ください。
（URL：https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000078054.html）